

令和7年第26回養老町社会福祉大会 開催中止について

毎年9月に開催している養老町社会福祉大会は、町民会館の空調改修工事により貸館が令和7年9月1日から停止されるため、開催を見送ることになりました。

なお、養老町社会福祉協議会表彰規程に伴う表彰は、別途行う予定です。

詳細は決まり次第、ホームページ等でお知らせします。

ひよこハウス 子育てサロン



皆さんのお住まいの地区公民館・こども園・保育園等で、乳幼児とその保護者の方が一緒に遊べる「ひよこハウス子育てサロン」を開催しております。毎回いろいろな催しがあり、保護者の方も交流を深めることができますので、お気軽にご参加ください。

○日程と場所

6月18日（水） 中央公民館

7月2日（水） 七夕会 中央公民館

8月20日（水） 中央公民館

7月2日（水）に中央公民館で開催される七夕会は事前予約が必要です。予約は6月16日（月）8時30分より受付します。定員になり次第予約受付終了となります。養老町社会福祉協議会までお電話でご予約ください。

○定員

各日、先着順 15組

○参加費

無料、七夕会のみお子さま1人あたり100円

○時間

午前9時45分～11時45分

○お問合わせ

養老町社会福祉協議会

☎0584-34-3504

天候や道路状況により
中止になることがあり、
お問い合わせください。

心あたたまるご寄付ありがとうございます

次の方々より善意のご寄付をいただきました。趣旨に添って、有効に活用させていただきます。ありがとうございました。

小畑公民館運営委員会	
委員長 三輪敬子 様	7,420 円
大橋 勝 様	キウイフルーツ
匿名（1件）	1,000,000 円

あなたの生活をお手伝いします 日常生活自立支援事業

「通帳や印鑑など大事なものをどこに置いたか忘れてしまい、探すことが多い。」「福祉サービスを利用したいけれど、どうすれば良いか分からない。」「役所などから届く手紙の内容が分からない。」
このような不安はありませんか？
社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業は、こうした悩みを解決しながら、安心して暮らしていけるようお手伝いいたします。

～お手伝いできること～

- ①福祉サービス利用のお手伝い
 - ・介護保険制度など福祉サービスの利用手続き支援や提供状況を確認します。
 - ・受けている福祉サービスへの不満や疑問の解決支援をいたします。
- ②お金の管理や定期訪問
 - ・税金や医療費、公共料金の支払いをいたします。
 - ・金融機関から生活費など預貯金の払い戻しをいたします。
- ③貴重品のお預かり
 - ・定期預金などの通帳、年金証書、印鑑などを社会福祉協議会が契約している金融機関の貸金庫で保管いたします。

日常生活自立支援事業のご利用は、養老町社会福祉協議会にご相談ください。

あなたのご相談に無料でお答えします。

心配ごと相談 あなたのお困りごとの相談を受けます。

○老人福祉センター（2階生活相談室）
毎月第2・第3水曜日 午後1時～午後4時

法律相談 弁護士が法律に関する相談を受けます。

○老人福祉センター（2階生活相談室）
毎月第3木曜日 午後1時～午後3時
※事前の電話予約が必要です。



編集発行 社会福祉法人
養老町社会福祉協議会
養老町高田 79-2
TEL 34-3504
FAX 34-0066
発行日 令和7年6月吉日

第133号

社協 ようろう

グループホーム れんげの家のレポート「お花見に行ってきました！」

4月1日（火）、養老鉄道に乗って養老公園へ花見に出かけました。この日は小雨が降る少し残念な天気でしたが、それでも、美しい桜を見ようと電車に乗り込み、養老公園へ向かいました。公園では満開の桜が雨に濡れてしっとりと輝き、普段とは違った趣を楽しむことができました。

桜を堪能した後は養老鉄道でれんげの家に帰り、お弁当を皆で食べながら、春の味覚を満喫しました。また、カラオケでも盛り上がり、笑顔の絶えないひとときを過ごしました。雨にも負けず、春を存分に感じた一日となりました。



ひよこハウス子育てサロンにおいでよ！

ひよこハウス子育てサロンは、未就園児の子どもと保護者が気軽に集まり、交流できる場です。子育ての悩み相談や情報交換ができるほか、子ども同士の遊び場としても活用できます。

ひよこハウス子育てサロンで「できること」

- 親同士の交流：育児の悩みを共有し、情報交換ができる
- 子どもの遊び場：おもちゃや絵本を用意しています
- 育児相談：保育士や保健師などに相談することができます
- イベント：季節の行事では様々なアクティビティを用意します
- プレ保育園体験：子ども園に入る前の準備として活用できます



直近の開催日程は裏表紙をご覧ください

養老町社会福祉協議会 令和7年度 事業計画

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災地では、ライフラインや道路の復旧とともに、各市町に災害ボランティアセンターが順次設置され、ボランティアによる支援活動と併せて住み慣れた地域での再建に向けた動きに移行しつつあります。

また、このたびの災害時においては近隣住民同士の助け合い・支え合いの重要性が大きくクローズアップされました。

本会では、災害に強いまちづくりを目指して策定した災害ボランティアセンター運営事項マニュアルに基づき、災害ボランティア講座、研修・模擬訓練を実施して災害時の取り組みなど平時から継続的に推進していきます。

誰もが住み慣れた家庭や地域で、共に支え合い、自分らしく、安心して生活することができる豊かな福祉社会の実現を目指し、本会の基本方針でもある「ぬくもりのあるまちづくり」の実現に向けて、コロナ禍を経て変化した地域課題に対して職員一同が一丸となって取り組んでまいります。

1. 重点事業

社会的孤立防止のための居場所づくりや、支える側、支えられる側が固定されない、誰もが役割をもって主体的に参画できるようなボランティアや地域活動の推進とともに、自然災害等に対して平時から防災・減災のための啓蒙活動・仕組みづくりに取り組みます。

また、令和7年度まで町から指定管理を受けている本会事務局を置いている養老町老人福祉センターについても現在の施設としてのあり方を協議するとともに、ニーズに寄り添った利用しやすい施設づくりに努めてまいります。

①地区（社協支部）を対象とした災害ボランティア講座、研修・模擬訓練の実施

②ふれあい・いきいきサロン活動及び地域福祉推進員設置の促進

③養老町老人福祉センター管理運営事業の検討

2. 継続事業

地域福祉活動については、住民同士の繋がりが継続できるよう地区（支部）を介した、友愛訪問や敬老事業とともに、ひとり暮らし高齢者見守りサービス、ひよこハウス子育てサロン、ひとり親家庭児童の社会見学など多様的に地域福祉の活動を実施していきます。

また、住民ニーズが高まりつつある日常生活における住民の心配ごとなどの相談事業についても継続的に開催し、問題解決に向けて寄り添い、関係機関との橋渡しにも積極的に取り組んでまいります。

養老町社会福祉協議会 令和7年度 事業計画（主な活動及び事業）

1. 法人運営事業

組織の基盤強化を図り円滑に運営するとともに、各支部の活動支援や地域福祉活動を促進することを目的としています。

(1) 会員会費及び自主財源の確保

・一世帯あたり 一般会費1口：800円（年額）
・本会事業に賛同のある個人、団体、法人

特別会費1口：3,000円（年額）

(2) 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の実施

(3) 支部社会福祉協議会活動の活動支援

(4) 福祉サービス苦情解決制度の運用

2. 企画広報事業

地域福祉活動に長きにわたり支援いただいた方への功労表彰を行う社会福祉大会の開催や広報誌の発行など、福祉への理解や参加を促進することを目的としています。

(1) 社会福祉大会の開催

【開催予定日：令和7年9月27日】

(2) ホームページなど情報媒体を活用した発信

(3) 広報誌「社協だより」の発行

【（年4回）6月、9月、12月、3月】

9. 生活福祉資金貸付事業

低所得者、高齢者及び障がい者などに対して日常生活を営むうえでの相談・食糧支援、資金貸付など経済的自立を図るための支援活動を目的としています。

(1) 生活福祉資金の貸付申請・償還指導の実施

(2) 同和更生資金の償還指導の実施

(3) 生活支援相談センターとの連携した生活困窮者への食糧、就労支援の実施

10. 生活管理指導員派遣事業

介護保険制度の対象外と判定された一人暮らしの高齢者を対象として、自立した生活を営むうえで支障をきたす方への生活管理指導員（ホームヘルパー）の派遣を目的としています。

(1) 家事援助、身の回りの介助サービスの提供

11. 子育て支援事業

子育て世代に対する孤独や育児の不安解消と情報交換、ボランティアによる助言とともに、仲間づくりと交流の場の提供を目的としています。

(1) ひよこハウス子育てサロン（季節イベント含む）の開催

(2) 子育て相談会の実施

3. 心配ごと・法律等相談事業

日常生活における様々な心配ごとや、法律上の相談やその解決に向けた窓口を設置して、地域住民の福祉の増進を図ることを目的としています。

(1) 無料法律相談の開催【開催日：毎月第3木曜日】

(2) 心配ごと相談の開催【開催日：毎月第2、第3水曜日】

(3) 人権相談の開催【開催日：毎月第3水曜日】

(4) 行政相談の開催【開催日：毎月第2水曜日】

(5) 心配ごと相談員研修会の開催

4. ボランティア活動事業

ひとり暮らし高齢者などに対する支援活動とともに、次世代を担う子どもたちに対して自発的な活動機会の創出などへの助成や育成ボランティア活動の啓発促進を目的としています。

(1) ボランティア活動の相談支援と活動

(2) ボランティア保険の加入促進

(3) 災害ボランティア講座（災害ボランティアセンター設置とその役割）の実施

(4) 福祉協力校（町内の小中学校）への助成

(5) 福祉教育の推進、情報発信の充実

5. 地域福祉活動推進事業

住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域住民が中心となって地域福祉活動を行うことへの支援とともに、住民相互の交流促進を目的としています。

(1) ふれあい・いきいきサロン活動の促進

(2) 友愛訪問事業の実施

(3) ひとり親家庭児童の社会見学の実施

(4) 園児・高齢者交流（三世代交流）事業活動の支援

(5) レクリエーション活動物品（ペタンクなど）の貸出し事業

(6) ひとり暮らし高齢者見守りサービス事業の実施

(7) 地域福祉推進員活動の促進と生活支援体制整備事業の推進

6. 敬老事業

多岐にわたり貢献してきた高齢者への畏敬、長寿を祝うとともに地域住民との繋がりを深める機会の創出を目的としています。

(1) 支部社協による敬老会の実施

(2) 長寿祝金事業の実施（対象は77歳以上の高齢者）

7. 在宅福祉活動推進事業

車椅子専用リフト付き福祉車両や各種福祉器具の貸出しにより、在宅の高齢者及び障がい者などが広く社会生活に参画できる機会の創出を目的としています。

(1) 車椅子専用リフト付き福祉車両の貸出し

(2) 各種福祉器具（車椅子、点字器等の福祉機材）の貸出し

8. 共同募金配分事業

共同募金配分金事業は、自治会などを通じ幅広く善意ある募金活動を実施して、寄せられた共同募金を地域の福祉活動に助成・運営していきます。

(1) 共同募金（赤い羽根募金、年末助け合い募金）の実施

(2) 障がい（児）者、児童・青少年福祉団体への支援

(3) 母子・父子福祉活動事業への支援

12. 福祉サービス利用援助事業

高齢者や障がいのある方々が安心して自立した日常生活が営めるように、相談支援や金銭管理及び財産の保全などを目的とした事業サービスを展開しています。

(1) 日常生活自立支援事業の実施

(2) 日常生活における自立が困難な高齢者及び障がい者への相談支援の実施

13. 障がい者相談支援事業

障がい者（児）やその家族からの相談に応じ、必要な情報を提供するため、関係機関と連携して障がい者相談支援事業所を運営し、利用者が自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう協力支援していくことを目的としています。

(1) 特定相談、障がい者（児）支援事業の運営

(2) 相談支援に関する広報啓発の実施

14. 養老町老人福祉センター管理運営事業

令和3年度から令和7年度までの期間において町からの指定管理を受け、本施設の管理と施設設置理念に基づく高齢者福祉の向上、地域福祉増進を図るための交流拠点としての運営を目的としています。

((1) 社会福祉活動及びクラブ活動拠点の提供

(2) 生きがい・健康づくり、レクリエーション活動拠点の提供

(3) 施設の維持管理と円滑な運営

15. 養老福祉作業所運営事業

町からの委託を受け施設の維持管理と併せて、生活介護事業所として利用者の生活支援や生産活動を通じ、社会参加と福祉の増進を図ることを目的として事業を行います。

(1) 利用者に対するサービスの提供

(2) 能力に応じた就労の提供、指導、訓練の実施

(3) 音楽療法など教養プログラムの実施

(4) 施設の維持管理と円滑な運営

(5) 関係機関及び保護者会との連携

(6) 職員資質の向上を目的とした講習会の実施

16. グループホーム運営事業

地域での共同生活を希望する方や在宅生活が困難な方に対し、共同生活を営む住居で、相談・入浴・排せつ及び食事介助など、日常生活上の支援を行うことを目的として運営します。

(1) 共同生活を行うための援助支援

(2) 地域との結びつきを第一とした開かれた施設づくりの構築

(3) 施設の維持管理と円滑な運営

(4) 職員資質の向上を目的とした講習会の実施